

キャリア形成促進助成金・人材開発支援助成金の支給申請をされる事業主の皆様へ

ジョブ・カード（写）の提出が必要となります！

～教育訓練・職業能力評価制度、セルフ・キャリアドック制度～

平成31年4月1日以降に教育訓練・職業能力評価制度助成、セルフ・キャリアドック制度助成の支給申請をされる際の添付資料に以下の書類が追加されます。

変更内容

滋賀労働局では先行提出のご協力をお願いしています。
適正な審査を行うためにご理解・ご協力をお願いします。

従来の資料に加えて、追加で添付いただく書類

追加

➡ 教育訓練・職業能力評価制度助成
職業能力評価に使用したジョブ・カード*の写し

➡ セルフ・キャリアドック制度助成
**キャリア・コンサルティングに基づき作成した
ジョブ・カード一式*の写し**

*具体的なジョブ・カード様式については、裏面参照。

※教育訓練・職業能力評価制度、セルフ・キャリアドック制度において助成を受ける場合には、適正なジョブ・カードを活用すること等が要件となります。



Q1:なぜ、ジョブ・カード一式の写しの提出が必要になったのですか？

A1:従来は、「教育訓練・職業能力評価実施状況報告書」、「キャリア・コンサルティング実施状況報告書」に記載された申告のみで確認していましたが、支給の適正化をはかるため、実際に使用したジョブ・カード一式を確認させて頂くこととしました。

Q2:キャリア・コンサルティングに使ったジョブ・カード一式について、他の人に知られたくない情報が含まれていることから、提出したくないという労働者がいます。どうしたらよいのでしょうか。

A2:セルフ・キャリアドック制度助成の支給申請におけるジョブ・カード一式（写）については、キャリア・コンサルティングを受けた労働者の個人情報の記載事項（各シートの労働者氏名及びキャリア・プランシート第2面の実施日時、キャリア・コンサルティング実施者の所属、氏名等を除く。）について、労働者が非開示を希望する記載事項を黒塗りにしたもので差し支えございません。



各制度において添付が必要なジョブ・カード

制度名	ジョブ・カード
教育訓練	○職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式 3 - 3 - 4）
職業能力評価	○職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式 3 - 3 - 1 - 2）
キャリア・コンサルティング	○職業能力証明シート（様式 3 - 1 - 3 - 2） ○職務経歴シート（様式 2） ○キャリア・プランシート（様式 1 - 1） ○職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式 3 - 3）